

「GFシリーズ オンサイト保守サービス」利用規約

2025年12月12日 1版

本規約は、サクサ株式会社(以下「甲」といいます。)が提供する「「GF シリーズ オンサイト保守サービス」(以下「本サービス」といいます。)について定めるものです。販売店様(以下「乙」といいます。)と利用者様(以下「お客様」といいます。)は、以下の本規約に合意し、本サービスを利用します。

第 1 条(規約の目的)

1. 甲は、本規約を定め、これにより本サービスを提供します。
2. 甲は、乙へ本サービスを提供し、乙またはお客様からの依頼により、本規約に則り別紙に定める本サービス内容を実行します。
- 3.お客様からの依頼内容に不明点がある場合は、甲は乙に連絡し解決を図るものとします。

第 2 条(本規約の変更)

1. 甲は、乙およびお客様の承諾を得ることなく本規約(別紙含む)を変更することができます。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の規約によります。
2. 甲は、前項の規定により本規約を変更するときは、甲が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りではありません。また、変更した規約の効力は、特段の定めがない限りホームページ等に公開された時点で即時に発効するものとします。

第 3 条(対象装置)

本サービスの対象装置(以下「装置／対象装置」といいます。)は、以下の機種とします。

機種名	シリーズ名	GF1000 シリーズ	GF1000 II シリーズ	GF2000 シリーズ
	GF1000Pro(2TB)	GF1000 II Pro(2TB)	GF2000(2TB)	
	GF1000Pro(4TB)	GF1000 II Pro(4TB)	GF2000(4TB)	
	GF1000Pro(6TB)	GF1000 II Pro(6TB)	GF2000(8TB)	
	GF1000Pro(2TB)(A)	GF1000 II Pro(2TB)(A)	GF2000(2TB)(A)	
	GF1000Pro(4TB)(A)	GF1000 II Pro(4TB)(A)	GF2000(4TB)(A)	
	GF1000Pro(6TB)(A)	GF1000 II Pro(6TB)(A)	GF2000(8TB)(A)	
	GF1000Std	GF1000 II Std		-
	GF1000Std(A)	GF1000 II Std(A)		-

第4条(本サービスの提供範囲)

1. 甲は、本サービスを第3条の対象装置に添付される「はじめにお読みください」の保証書に記載のお客様に提供します。
2. お客様が本サービスを利用するには、甲によって機器交換が必要と判断される必要があります。
3. GF2000シリーズにおいて、本サービスを利用する場合、システム管理者のIDとパスワード等が必要となる場合があります。お客様ないし乙により、必要な情報がご提供頂けない場合、本サービスをご利用いただけない場合があります。

第5条(本サービス内容)

甲は、装置に故障が発生した場合、お客様もしくはお客様から委託された方からの通知により現地訪問前にその障害箇所の切り分けを実施し、必要と判断した場合に技術員を派遣して該当部品の交換を行うことにより、本サービスを提供します。但し、第8条に該当する作業は対象外とします。

第6条(提供時間帯)

第5条に定める本サービスは、次の時間帯に行うものとします。

月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時30分(祝祭日、および甲の定める休業日を除く)

第7条(本サービスの完了)

甲は、本サービス実施の都度、報告書を作成し、これをお客様に提出のうえ承認印を得るものとします。本サービスは当該承認印の取得をもって完了したものとします。又、お客様の承認印の無い場合、甲が報告書をお客様に提示後、7日を経過した後に本サービスが完了したとみなします。

第8条(規約範囲外の作業)

次に掲げる事項は本サービスの範囲外とし、甲はこれらの事項に関する対応責任を負わないものとします。これらの事項はお客様の責任および費用負担において行うものとし、支払方法、作業時間帯は協議の上別途定めるものとします。

- (1) 装置の設定、増設、撤去、移転および保守対象装置以外の機器との接続作業。
- (2) 障害の現地調査、現地での障害切り分け作業。
- (3) お客様による、装置の仕様変更による改造、およびオーバーホール作業。
- (4) 第13条に規定する有効期限の保守作業。
- (5) 次の各号の故障修理作業。
 - ① お客様が、「ユーザーズマニュアル」に記載された使用環境の条件、第3条の対象装置に添付の「はじめにお読みください」に記載された無料修理規約、取扱上のご注意に反したことにより起因して生じた装置の故障
 - ② 指定品以外の記録媒体、消耗品、ケーブル類の使用により生じた装置の故障、および甲の指定品であっても当該記録媒体、消耗品、ケーブル類の保管不備に起因して生じ

た装置の故障

- ③ 甲の指定する技術員以外の者が修理、加工、若しくは改造したことによる装置の故障
 - ④ お客様による装置の操作上の誤り、または本装置の構成機器(OS 等のソフトウェアを含む)の仕様変更に起因する障害の補修
 - ⑤ 天災、地変等の不可抗力に起因する装置の故障
-
- (6) お客様の申請による、第 6 条に定める提供時間帯以外に行なう本サービス。
 - (7) 装置のファームウェアアップデート作業。
 - (8) 部品の予防交換作業。

第 9 条(本サービスへの協力)

1. お客様は甲が現地訪問前の障害箇所の切り分け作業をするにあたり、装置の状態、装置のログなどの情報を甲に提供するものとします。
2. お客様は甲の行なう現地での本サービスが円滑に行なわれるよう甲が設置場所へ立ち入る場合これを承諾し、作業設備およびスペース、装置の点検または修理に必要な電力、および消耗品等を無償提供するものとします。

第 10 条(対応エリア)

本サービスにおける技術員の派遣先は、離島を除く日本国内とします。

第 11 条(交換部品の所有権)

本サービスに基づく交換により取外された旧部品、および装置は甲の所有に帰属するものとします。

第 12 条(設置場所の変更)

お客様は装置の設置場所を変更する場合は、予め書面にて甲に通知するものとします。

第 13 条(有効期限)

本サービス提供の有効期限は、第 3 条の対象装置に添付される「はじめにお読みください」の保証書に記載の通りとします。

第 14 条(注意事項)

1. お客様は、装置の故障および本サービスにより記録媒体上のデータが破壊される場合に備えて、データを保護する適切な防御措置を講じるか、または必要に応じデータを再生することができるようしておくものとします。
2. お客様は障害の内容によっては、甲が本サービスを一時中断することを認めるものとします。
3. お客様は装置の修理が何らかの理由でできない場合、同等品もしくは相当品に代替交換す

ることを認めるものとします。

4. ユーザデータの復旧は、お客様ないし乙により、おこなって頂く場合があります。
5. 機器交換により、システム管理者パスワードの再設定が必要な場合があります。
6. お客様は、甲が第三者に対し、本規約に基づく本サービスを委託することを認めるものとします。
7. 甲は、甲の責に帰すべき事由により発生する、お客様の逸失利益、特別な事情から生じた損害(損害発生の可能性につき甲が予見、または予見しえた場合を含む)および第三者からお客様に対してなされた賠償請求に基づく損害については、責任を負わないものとします。
8. お客様は、甲の書面による事前の同意がない限り、本規約および本規約上の権利義務を第三者に譲渡または移転することができないものとします。

第 15 条(お客様情報の取り扱い)

1. 甲は、本サービスの提供に必要な範囲で、お客様の機器設定情報等の重要な情報にアクセスする場合があります。
2. 甲は、重要な情報を厳重に管理し、法令に基づく場合を除き、事前に乙およびお客様の承諾なく第三者に開示しません。また、本サービスの提供に必要な期間のみ保持し、終了後は速やかに安全な方法で廃棄または消去します。
3. 甲は、重要な情報を本サービスの提供以外の目的で利用しません。
4. 甲が本サービスの提供を第三者に再委託する場合、当該再委託先に対して本条と同等の義務を課し、適切に監督します。
5. 万一、重要な情報の漏洩が発生した場合、甲は速やかに乙およびお客様へ報告し、被害拡大防止および再発防止の措置を講じます。

第 16 条(サービス提供の中止)

1. 甲は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
 - ① 甲の設備の保守、点検、工事上やむを得ないとき。
 - ② 甲が設置する設備、ソフトの障害、その他やむを得ない事由が生じたとき。
 - ③ その他甲が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。
2. 甲は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、甲が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 甲は、本サービスの提供中止により乙およびお客様が被った損失・損害等につきましては、一切責任を負わないものとします。

第 17 条(規約の解除)

甲とお客様は、相手方が本規約に定められた条項に違反した場合、相手方に催告を行なったのち、文書による通知によってただちに本規約に基づく契約が解除できるものとします。

第18条(協議)

本規約に定めのない事項および本規約の条項に疑義の生じた時は、別途協議の上決定するものとします。

第19条(合意管轄)

本規約に関し、紛争を生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上